

長浜市選挙管理委員会告示第48号

令和8年7月5日執行の滋賀県知事選挙における公職選挙法施行令（昭和25年法律第89号）第50条第1項又は第2項に規定する不在者投票用紙及び投票用封筒について、交付場所及び期間を次のとおり定める。

令和8年6月18日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

- 1 場 所 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁不在者投票所
長浜市木之本町木之本1757番地2 長浜市役所北部合同庁舎不在者投票所
- 2 期 間 令和8年6月19日から7月4日までの
毎日午前8時30分から午後8時まで

ただし、郵便によるものについては令和8年6月17日から交付開始